各 位

会 社 名 新 光 商 事 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 北 井 暁 夫 (コード番号 8 1 4 1 東証第一部) 問合せ先 取 締 役 蜂 谷 訓 平 TEL 0 3 - 5 7 2 1 - 2 0 7 1

単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、下記のとおり単元株式数の変更について 決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

当社株式の流動性の向上および個人投資家を含めた投資家層の拡大を図るため、当社株式の単元株式数を変更し、投資単位を引き下げるものであります。

2.変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3.変更予定日

平成18年7月3日(月曜日)

(ご参考)

- 1.上記変更に伴い、平成18年7月3日(月曜日)付をもって、東京証券取引所における売買単位 も1,000株から100株に変更されます。
- 2. 平成18年7月2日(日曜日)(ただし、当日および前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成18年6月30日(金曜日))現在で単元未満登録株式を100株以上ご所有の株主各位につきましては、その単元未満登録株式のうち100株の整数倍の株式は、100株券にて株券を交付いたします。
- 3.1,000 株券をご所有の株主各位につきましては、平成18年7月3日以降、100 株単位の売買取引に通常はそのままお使いいただけませんので、同日以降、株主名簿管理人において100 株券にお引換えいただくか、株券保管振替制度をご利用ください(5,000 株券、10,000 株券および100,000 株券についても同様のお取扱いとなります)。なお、既にご所有の株券について株券保管振替制度をご利用の場合には一切のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。
- 4 . 上記 1 単元の株式の数の変更に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の 規定に基づき、当社定款上の「単元株式数」について 1,000 株から 100 株に変更する決議をし ております。